

平成二十二年十一月十六日受領  
答弁第一三三八号

内閣衆質一七六第一三八号

平成二十二年十一月十六日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路 孝弘 殿

衆議院議員浅野貴博君提出ミャンマーで邦人が拘束された件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員浅野貴博君提出ミャンマーで邦人が拘束された件に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、本年十一月七日、山路徹（本名松本徹）氏が、タイ王国（以下「タイ」という。）のメソットから国境の川を渡りミャンマー連邦（以下「ミャンマー」という。）に不法に入国した疑いで、ミャンマーのミャワデイにおいて、ミャンマー警察当局に身柄を拘束され、事情聴取を受けていたが、同月九日、拘束を解かれ、ミャンマーのミャワデイからタイのメソットに到着したと承知している。

二から四までについて

政府としては、山路徹（本名松本徹）氏拘束の情報を把握した本年十一月七日、外務本省から在京ミャンマー大使館に対し、また、在ミャンマー日本国大使館からミャンマー外務省に対し、同氏拘束の理由を照会するとともに、邦人保護の観点から、同氏身柄の安全確保、領事面会の早期実施等について申入れを行った。また、同月八日以降も様々な機会をとらえて、在ミャンマー日本国大使館からミャンマー政府に対し、同様の働きかけを行ってきたところ、同月九日、同氏の拘束が解かれたため、領事面会は実施していない。